

## 高等教育修学支援制度に係る授業料等減免に関する規程（広島工業大学）

（趣旨）

第1条 この規程は、「大学等における修学の支援に関する法律」（以下「法律」という。）に基づき、広島工業大学（以下「本学」という。）の入学金及び授業料（以下「授業料等」という。）を減免する場合の取扱いに関して、必要な事項を定める。

（適用対象者）

第2条 授業料等減免の適用対象者は、次のいずれかに該当する本学学部在學生とする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が給付する奨学金（以下「給付型奨学金」という。）に採用された者
  - (2) 給付型奨学金との併給を制限しているその他の支援制度を利用している者のうち、給付型奨学金の認定条件（家計及び成績等）を満たす者
- 2 授業料等のうち入学金の減免適用対象者は、入学年度の4月に前項各号のいずれかに該当する者とする。

（減免額）

第3条 授業料等の減免額は、機構が定める家計基準の区分（以下「認定区分」という。）に基づき、別表第1に定める額とする。

（減免の回数）

第4条 入学金の減免は、本学入学時の1回限りとする。

- 2 授業料の減免は、各年次・各学期に1回限りとする。ただし、家計急変等の場合は、この限りではない。
- 3 前2項にかかわらず、本学入学以前に在籍した高等教育機関において、法律に基づく授業料等の減免を適用された者の取扱いは、法律の定めるところによる。

（減免申請）

第5条 授業料等の減免を希望する者は、所定の様式により別に定める期日までに学長へ申請するものとする。

- 2 減免申請は、前項に定める申請締切日を越えて受付けないものとする。

（減免者の決定等）

第6条 減免者及び認定区分は、提出書類をもとに教学支援部が審査を行い、学長が決定する。

- 2 学長は、前項に定める審査結果を本人及び保証人に文書で通知する。

（減免方法）

第7条 減免者に対する減免は、次のとおり行う。

- (1) 入学金は、既納された入学金から別表第1に定める減免額を返還する。
- (2) 授業料は、次のとおりとする。
  - ① 減免者に認定された学期で既納された授業料は、別表第1に定める減免額を返還する。ただし、授業料等の納入猶予を願い出ている場合、前期分授業料から別表第1に定める減免額を控除した額を徴収する。
  - ② 減免者に認定された学期の次学期分以降の授業料は、各学期に別表第1に定める減免額を控除した額を徴収する。

2 前項の定めにかかわらず、家計急変等の場合は、高等教育の修学支援新制度授業料等減免事務処理要領に基づき減免処理を行う。

(資格変更)

第8条 第2条第1項第1号に定める者において、給付型奨学金の受給資格に異動が生じた場合は、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 廃止の場合は、減免者としての資格を取消す。
- (2) 休止及び停止の場合は、減免者としての資格を停止する。
- (3) 休止又は停止の事由が解消し、受給資格が復活した場合は、減免者としての資格を復活させ、以後の授業料の減免を行う。
- (4) 認定区分に変更が生じた場合は、別表第1に定める同区分の減免額に変更する。

2 第2条第1項第2号に定める者において、その成績等が前項各号と同等であった場合は、減免者としての取扱いも当該各号と同様とする。

3 学長は、前2項に定める減免決定の変更が生じた場合、本人及び保証人にその旨文書で通知する。

(その他の変更)

第9条 減免者は、申請内容に変更が生じる場合、変更に係る必要書類を添えて速やかに学長に届け出るものとする。

(減免額の納入)

第10条 減免者が、第8条第1項(第3号を除く)若しくは第2項の定めにかつ該当した場合は、減免された授業料を速やかに納入しなければならない。

(他の制度との併用)

第11条 本学のその他の減免及び給付制度との併用に係る取扱いは、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会において決定する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、高等教育修学支援制度に係る授業料等の減免に関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、教学支援部及び経営管理部が担当する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 23 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

認定事由		減 免 額								
		授業料等負担が困難				多子世帯				
認定区分 (減免割合)	入学前・授業料の別	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分 (理工農系 支援)	第Ⅰ区分 (多子世 帯)	第Ⅱ区分 (多子世 帯)	第Ⅲ区分 (多子世 帯)	第Ⅳ区分 (多子世 帯)	多子世帯
		(満額)	(満額の 2/3)	(満額の 1/3)		(満額)				
入学金	入学前に 全額を納 入してい る場合	250,000 円	166,700 円	83,400 円		250,000 円				
	入学前に 半額を納 入してい る場合	125,000 円	83,400 円	41,700 円		125,000 円				
授業料		<p>【減免額の計算式】</p> <p>(A) /12 か月×3/3×第Ⅰ区分及び多子世帯の適用月数＋ (A) /12 か月×2/3×第Ⅱ区分の適用月数＋ (A) /12 か月×1/3×第Ⅲ区分の適用月数＋ (A) /12 か月×1/3×第Ⅳ区分の適用月数</p> <p>※1 上記計算式における (A) は、適用対象者の 4 月 1 日時点の年間授業料又は 700,000 円のどちらか少ない額とする。</p> <p>※2 上記計算式における第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分及び第Ⅳ区分は、認定事由が「授業料等負担が困難」に該当する全ての認定区分とし、多子世帯は、認定事由が「多子世帯」に該当する全ての認定区分とする。</p> <p>(1) 前期授業料に係る減免額は、4 月から 9 月までの認定区分及び適用月数を基に、上記計算式を用いて算出した額 (100 円未満切上げ) とする。</p> <p>(2) 後期授業料に係る減免額は、4 月から翌年 3 月までの認定区分及び適用月数を基に、上記計算式を用いて算出した年間総減免額 (100 円未満切上げ) から、前期授業料に適用した減免額を減じた額とする。</p>								